

4 水先料

東京湾水先区水先人会 TEL 045-650-3190

- ・料金は各水先人の届出である。
- ・平成 20 年 2 月 15 日付国土交通大臣の公示により、下記内容の範囲内で料金の届出を行う水先人は、原価計算書等の添付が省略できる。

- 1 水先料の額は、別表の水先料の額の 100 分の 108 に相当する額とする。
- 2 次の表の左欄に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額の 100 分の 108 に相当する額とする。

左 棚		右 棚
1 試運転、コンパス矯正、方向探知器誤差測定その他これに類する目的のため水先をする場合	港内において水先をする場合	水先をする時間が 2 時間以内であるとき 別表に定める転びようによる水先料の額
	港内と港外との間又は港外において水先をする場合	水先をする時間が 2 時間を超えるとき 別表に定める転びようによる水先料の額に、2 時間を超える 1 時間ごとに（1 時間に満たないものは 1 時間とする。以下同じ。）その額の 100 分の 50 に相当する額を加えた額
		水先をする時間が 2 時間以内であるとき 別表に定める入出港による水先料の額
		水先をする時間が 2 時間を超えるとき 別表に定める入出港による水先料の額に、2 時間を超える 1 時間ごとに同表に定める転びようによる水先料の額の 100 分の 50 に相当する額を加えた額
2 入出港する船舶について、水先人が通常乗下船する場所から著しく離れた地点から、又はその地点まで水先をする場合		別表に定める入出港による水先料の額に、その 100 分の 50 に相当する額の範囲内で、その距離に応じて水先人と船舶所有者又は船長とが協定して定めた額を加えた額
3 水先人の事務所が置かれている港から著しく離れた場所において水先をする場合		別表に定める水先料の額に、水先人の旅費、宿泊料及び乗下船に要する費用に相当する額を加えた額

- 3 次の各号に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前 2 項の規定にかかわらず、別表の水先料の額（前項の表の左欄に掲げる水先をする場合には同表の右欄に掲げる額）とする。
 - ① 専ら国内及び国外以外の地域にわたって又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶の水先であって、海上運送法第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業又は同条第 7 項に規定する船舶貸渡業を営む者に対するもの
 - ② 前号に掲げるもののほか、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者に対する水先
- 4 他の水先人と共同で水先をする場合（操舵室が船側にある船舶の水先をする場合及びいずれかの水先人が研修中の水先人として水先をする場合を除く。）における水先料の額は、前 3 項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額（第 2 項の表 3 の割増額を除く。）からその 100 分の 25 に相当する額を減じた額とする。
- 5 水先法第 35 条の規定により水先人を乗り込ませなければならない船舶（海上運送法第 19 条の 4 第 1 項の対外旅客定期航路事業に使用する船舶に限る。）であって、同一の水先区における 1 日の航海の回数が 1 年間（整備、検査等の事由により、当該船舶が一時的に航海に従事しない日を除く。）を通じて平均 1 回以上であるものの水先をする場合における水先料の額は、第 1 項から第 4 項までの規定に

かかわらず、これらの規定による水先料の額（第2項の表4の割増額を除く。）からその100分の30に相当する額を減じた額とする。

6 水先人が約定した場所におもむいてから水先をする船舶を下船するまでの間において当該船舶の船長の責めに帰すべき事由により30分を超えて待機した場合における水先料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額に、その超えた時間の30分ごとに5,400円の100分の108に相当する額（第3項各号に掲げる水先をする場合にあっては、その超えた時間の30分ごとに5,400円）を加えた額とする。

別表

水先をする船舶の運航区分	水先料の額			日没から 日出までの間に おいて水先をする場合	
	日出から日没までの間ににおいて水先をする場合		多層甲板船の場合		
	えい航される船舶以外の船舶の場合				
水先をする船舶の運航区分	船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第5条第3項に規定する2層以上の甲板を備える船舶であって国土交通省令で定めるもの（以下「多層甲板船」という。）以外の船舶の場合	えい航される船舶の場合	多層甲板船の場合	日没から 日出までの間に おいて水先をする場合	
東京湾入口と京浜港東京区の境界付近との間の航行	総トン数が1,000トン以下であり、かつ、喫水が3メートル以下である場合	総トン数が1,000トンを超え、又は喫水が3メートルを超える場合			
京浜港東京区の境界付近と千葉港の境界付近との間の航行	総トン数1万トン以上の船舶 … 84,953円 総トン数1万トン未満の船舶 … 47,464円	1,836円	総トン数 1,000トン (1,000トンに満たないものは 1,000トンとする。)を増すごとに加算額を、喫水30センチメートル(30センチメートルに満たないものは30センチメートルとする。)を乗じて得た額を基本額又は基本料の額に加えた額	えい航される船舶以外の船舶の場合の欄に掲げる額の100分の180に相当する額	
京浜港東京区の境界付近と木更津港の境界付近との間の航行	総トン数1万トン以上の船舶 … 48,655円 総トン数1万トン未満の船舶 … 11,166円	476円			
京浜港川崎区又は同港横浜区の境界付近と同港東京区の境界付近との間の航行	総トン数1万トン以上の船舶 … 59,620円 総トン数1万トン未満の船舶 … 22,131円	782円			
横須賀港の境界付近と京浜港東京区の境界付近との間の航行	総トン数1万トン以上の船舶 … 72,286円 総トン数1万トン未満の船舶 … 34,798円	884円			
京浜港東京区への入港又は同港東京区からの出港	総トン数1万トン以上の船舶 … 41,781円 総トン数1万トン未満の船舶 … 32,327円	1,360円			
京浜港東京区内における転びよう	総トン数1万トン以上の船舶 … 38,076円 総トン数1万トン未満の船舶 … 28,622円	1,230円			
		1,090円			

備考

- この表における水先料の額の欄中「日出から日没までの間ににおいて水先をする場合」及び「日没から日出までの間ににおいて水先をする場合」の適用については、当該規定中「水先をする」を船舶に乗り込んだ後、当該船舶を導くために必要な準備行為を開始した時点（以下「水先を始めた時」という。）から当該船舶を導く行為を終了する時点（以下「水先を終わる時」という。）までの間の行為に限ることとして、これを行うものとする。

- 2 この表における喫水は、水先を始めた時から水先を終わる時までの間における最大のものとし、排水量をもつて大きさを表す船舶については、その排水トン数の5分の3に相当するトン数を当該船舶の総トン数とみなす。
- 3 加算割増率は、次の算式により算出する。

$$K = \{(3.5 \div 1,000) \times L^3 - T \times 1.2\} \div 1,000$$

Kは、加算割増率であって負の値の場合は0とする。

Lは、船舶の長さ(メートル)の値

Tは、総トン数(1,000トン以下のは1,000トン)の値